

食安輸発0701第1号
平成26年7月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産食品の取扱いについて

標記については、平成26年4月14日付け食安輸発0414第3号により通知している
ところです。

今般、中国政府より、製造者（WEIHAI YUXIANG AQUATIC FOODSTUFF CO., LTD及
びWEIHAI JINLIN AQUATIC CO., LTD）が製造した冷凍さばから発見された異物に係
る原因究明及び再発防止策が示されたことから、本日以降に当該製造者で生産され
た食品については、標記取扱いを通常の監視体制とするので、御了知の上、関係者
への周知方よろしく申し上げます。

なお、当該製造者より食品を輸入する輸入者に対し、改めて、平成20年6月5日
付け食安発第0605001号「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」
の別添1の第4の3の④、⑥及び第5並びに平成26年3月28日付け食安発0328第1
号「平成26年度輸入食品監視指導計画の策定について」の別添1の6に基づく指導
方よろしく申し上げます。